県 政 経 営 会 議 資 料
令和8年(2026 年)9月15日(火)
健 康 医 療 福 祉 部 障 害 福 祉 課

滋賀県依存症総合対策計画の中間見直し（骨子案）について

1　中間見直しの趣旨

(1)ギャンブル等依存症対策基本法に基づく都道府県計画の変更（３年毎）
(2)法改正・国計画の変更への対応
①ギャンブル等依存症対策基本法の改正(R7.9施行)
②ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更(R7.9)
→ オンラインカジノ等の違法ギャンブル等、若年者対策の強化への対応等
③第3期アルコール健康障害対策推進計画(R8.3)
→ アルコール健康障害の当事者およびその家族(子どもなど)への支援の強化
(3)現計画策定後の取組状況等を踏まえた改正

⇒計画期間(令和 6 年度から令和 11 年度まで)の中間年である令和 8 年度に中間見直しを行う。

2　計画前半の取組状況および改定のポイントについて

(1)計画前半の取組状況

【発生予防】
・高校や大学、プロスポーツ団体等と連携した啓発事業や街頭啓発による普及啓発の実施
・SNS を活用した情報発信等による、若年層に対する普及啓発の実施

【進行予防】
・精神保健福祉センターおよび保健所を相談拠点に位置づけ
・各保健所圏域において、関係機関等との意見交換の場を設置し、相談拠点機能を強化
・県立精神医療センターを中心とした、支援者の支援技術の向上

【再発予防】
・精神保健福祉センターや保健所においてアディクションセミナーを実施
・民間団体に対する後方支援の実施

(2)課題

〇アルコール健康障害対策
・女性特有の飲酒リスクや、飲酒による健康リスクに関し、更なる啓発が必要
・当事者や家族(子ども等)への相談体制の充実

〇ギャンブル等依存症対策
・オンラインカジノ等違法ギャンブル、公営競技のオンライン化に対応した更なる取組が必要
・相談窓口の情報の浸透

〇薬物依存症対策
・覚醒剤の再犯性や、若年層の薬物乱用の危険性、依存症への理解、対策が不十分
・相談窓口の情報の浸透

〇依存症全般
・依存症が病気であるとの理解が広がっていないため、適切な支援や治療につながっていない
・支援機関や医療従事者等において、支援対象者の問題の背景に依存症があることの認識が乏しい

（3）中間見直し（骨子案）のポイント

新① 法改正や国の計画変更に伴う取組の追加等

〇アルコール健康障害対策

国計画において、アルコール健康障害の当事者およびその家族 （子どもなど）への支援が追加されたことへの対応

〇ギャンブル等依存症対策

オンラインカジノ等の違法ギャンブルへの対応、若年者対策の強化への対応

〇薬物依存症対策

薬機法改正による若者のオーバードーズ（過剰摂取）対策（指定濫用防止医薬品等）への対応

新② ゲーム行動症への対応

「ゲーム行動症（ゲーム障害）」への対応を、前半計画の「その他の依存症」から独立させ、追記。

拡③ ケアする人（家族等）への支援の充実

・アルコール健康障害対策と同様、ギャンブル等依存症および薬物依存症においても、当事者およびその家族（子どもなど）への支援を追加。

・自助グループ等への活動支援、当事者の体験談を語り、聞く機会の場の提供を、骨子案に明記。

依存症の背景には、「生きづらさや依存せざるをない社会状況がある」との基本認識のもと、根本的な解決に向けて、本計画単体の取組だけでなく、滋賀県地域福祉支援計画や滋賀県自殺対策計画に基づく取組と併せて、子ども若者部や教育委員会等とも連携し、総合的に取組を推進する。

3 依存症連絡協議会および各部会における委員からの意見および対応について

◎骨子案（概要）追記事項

第3章重点課題および目標 ： 多量飲酒リスク → 飲酒リスク

⇒2024 年の飲酒ガイドラインは「節度ある適度な飲酒」を削除し、少量でも飲酒自体が生活習慣病（高血圧、がん、出血性脳卒中等）の発症リスクを上げてしまうという科学的知見を反映していることから、多量を削除。

第4章基本的施策 再発予防 アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症

〇 民間団体（自助グループ等）の活動後方支援、情報発信等

⇒支援を担う人たちのケアも重要であることから、自助グループ等を追記。

〇 当事者の体験談を語り、聞く機会の場の提供

⇒経験を語ることができる当事者の声が重要であると意見があったことから、新たに追記。

第4章基本的施策 進行予防 ゲーム行動症：

〇精神保健福祉センターの研修会の企画、技術協力による資質向上

⇒相談支援体制の強化を図るために人材育成に係る内容を追記。

⇒その他、各委員からいただいた意見について、計画本文に反映する。

4 今後のスケジュール

年月	日・時期	予定
令和8年10月	7 日	9 月定例会議常任委員会（骨子案）
令和8年12月	中旬	11月定例会議常任委員会（素案）
	中旬～	パブリックコメント
令和9年 3月	上旬	2 月定例会議常任委員会（最終案）